

UR賃貸住宅団地の再編等に併せ、医療福祉施設等の誘致を推進し、団地周辺地域も含めた地域医療福祉拠点の形成を図る。

＜今後の目標＞ 令和12年度までに250団地程度で拠点形成（住生活基本計画(令和3年3月19日閣議決定)において成果指標として位置づけ）

＜取組の状況＞ 計310団地で拠点化に向けて着手済み、うち264団地で拠点として形成(令和7年3月31日現在)

■地域医療福祉拠点化に向けた取り組み

①地域における医療福祉施設等の充実の推進

②高齢者等多様な世代に対応した居住環境の整備推進

③若者世帯・子育て世帯等を含むコミュニティ形成の推進

〔地域医療福祉拠点の形成のイメージ〕

UR賃貸住宅団地

②高齢者が安心・安全に住み続けられるよう工夫した住宅

②若者世帯・子育て世帯等のニーズにあった住宅

②車いすやベビーカーも移動しやすいよう、バリアフリーに配慮した屋外環境

①地域における医療・福祉施設等の充実の推進
(団地内の賃貸施設や敷地への医療・福祉施設等の誘致)

③団地内の屋外空間、賃貸施設、集会所等を活用した多世代交流の機会の創出、生活支援サービスの導入

地域包括ケアシステムの構築・ミストコミュニティの形成を推進



住戸内への手すりの設置



団地内広場の整備（みさと団地/埼玉県）



中層住棟へのエレベーター設置
(相模台団地/神奈川県)



医療・介護施設等を併設したサービス付高齢者向け住宅の誘致（豊四季台団地/千葉県）



病院の誘致（奈良学園前・鶴舞団地/奈良県）



コミュニティスペースの設置
(男山団地/京都府)